

所沢市議会の個人情報保護に関する条例(案)への 意見を募集します

令和3年5月のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立により個人情報保護に関する法律が改正されました。

この改正に伴い、令和5年4月から地方公共団体は、改正後の個人情報保護に関する法律の規定の適用を受けることとなるから、同年3月31日をもって、現行の所沢市個人情報保護条例は廃止となります。

なお、地方公共団体の議会については、改正後の個人情報保護に関する法律の適用外とされていることから、新たに議会として個人情報保護に関する条例を制定することが必要となりました。

つきましては、所沢市と所沢市議会とでその取扱いが異なることがないように、改正後の個人情報保護に関する法律の地方公共団体に適用される規定のうち、議会として定める必要がある規定としています。

所沢市議会として個人情報保護を図るために制定する「所沢市議会の個人情報保護に関する条例(案)」について、所沢市議会基本条例第10条の規定に基づき、市民の皆さんからの意見を募集します。

【意見の募集について】

1. 募集期間 令和4年12月26日(月)から令和5年1月26日(木)午後5時15分まで

※ 郵送の場合は、この期間の消印があれば有効です。

2. 応募方法 次の方法でお出してください。

直接持参 市役所低層棟3階 所沢市議会事務局 窓口まで

※ 受付時間：市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

郵送 〒359-8501

所沢市並木1-1-1 所沢市議会事務局 宛

※ 募集期間内の消印があれば有効です。

F A X 04-2998-9222

Eメール a9256@city.tokorozawa.lg.jp

電子申請 市ホームページより

※ 内容は、所沢市議会ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/shigikai/>

【問合せ】

所沢市議会事務局

電話 04-2998-9256